

第 13 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 3 年 10 月 14 日 (木曜) 午前 1 0 時 0 0 分 開会			
	休憩 10:58-11:10 11:23-24 11:56-57			
	午後 1 2 時 1 9 分 閉会			
	休憩時間：0 時間 1 4 分	会議時間：2 時間 0 5 分		
会議場所	役場 3 階 委員会室			
出席委員 氏 名	委員長 渡辺洋一郎	委員 正村紀美子		
	副委員長 黒田 栄継	委員 堀 切 忠		
	委員 常通 直人	委員 橋本 和仁		
	委員 西尾 一則			
	委員 柴田 正博		議長 早苗 豊	
説明員	健康福祉課長	大野 邦彦	子育て支援課長	杉山ゆかり
	同課長補佐	久保 禎巳	同発達支援センター長	有本 和晃
	同保健推進係長	吉川 泰子	同発達支援係長	山崎 清
	同障がい福祉係長	矢野 貴士		
	同障がい福祉係主査	林 早織		
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係主査 上田瑞紀		
<p>『会議に付した事件と会議結果など』</p> <p>1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。</p> <p>2 議 件 (1) 調査事項 ア 新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について 資料 1-1. 1-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長：担当課の説明を求める。 ・健康福祉課長：資料 1-1（10 月 11 日時点のワクチン接種状況）及び資料 1-2（ワクチン接種体制確保）について、課長補佐から説明する。 ・久保課長補佐：資料 1-1（9 月 15 日の厚生文教常任委員会説明以降の「接種対象者」「接種体制」「接種状況」「スケジュール」）及び資料 1-2（3 回目接種の対象者、事務の運用、開始時期、体制確保）の説明 ・課長：ただいま説明したことを踏まえて、補正予算の提案を想定していることを申し添えたい。 ・橋本委員：若年層の接種率について本町の状況は？接種の有無による児童・生徒の「いじめ」等の情報はるか？また、事例があれば対応策は？ 				

- ・課長：正確な数値は分析していないが、10代は保護者が予約するケースが多く、予約件数は高齢者に比較すると低い傾向である。また、課外活動等の影響もあり、他の年齢層に比べてキャンセル等も多い。また、接種を希望しない児童・生徒に関する「いじめ」等の実例は確認していない。接種の相談窓口の設置及び紹介等については、子育て支援課や教育委員会等関係課と連携している。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

イ 旧国立農業試験場芽室宿舍跡地（福祉ゾーン）の今後の活用方針について

資料 2-1. 2-2

- ・委員長：担当課の説明を求める。
- ・健康福祉課長：令和元年6月に取得した国有地（東2条南5丁目）について、9月3日の（庁内）経営戦略会議において、土地利用の方向性が決定したことに伴う説明。詳細は担当係長から説明の旨を告げる。
- ・障がい福祉係長：資料 2-1（「経緯」、「課題と解決策」、「今後の展望・方針」）及び資料 2-2（「障がい者一人ひとりに合わせたライフステージ別の対応について」）について、概要を説明。
- ・委員長：最初に「資料 2-1」の「1 経緯」について、意見・質疑はないか？
- ・正村委員：当該地において、町が民間事業者と連携して事業を行うことに至った経過を時系列に説明していただきたい。
- ・課長：令和元年の財産取得後、今日までの2年にわたり障がい福祉事業全般の課題解決を検討してきた結果、当該用地での事業実施を希望する動きが具体化した経過である。
- ・委員長：次に「2 課題と解決策」について、意見・質疑はないか？
- ・正村委員：資料に記載の課題として「働く障がい者の集える場所・相談の場所がない」とあるが、町内にその機能が皆無ではないと認識している。町が捉えている現状はいかがか？
- ・課長：ご指摘の通り、地域活動支援センターが機能を担っているが、この形態は種類が幾つかあり、そこで、町内のニーズすべてを網羅しているとは言い切れないため、主な課題のひとつに掲げたところである。
- ・正村委員：今後、整備すべき相談場所として、専門職員を配置した機能形態を創出したいという趣旨と捉える。次に「グループホーム」は、今回示されたゾーンの中に入る認識で良いか？
- ・課長：グループホームは、町内の地域で数か所整備してきたが、まだ十分とは言えない状況であり、いっそうの拡充・充実に努めていきたい。ただし、現時点では、ゾーン内にグループホームを機能させることを特定していない。
- ・常通委員：「職場への通勤手段が確保できない」という課題解決に向けた、通勤サポートの実績についてはいかがか？
- ・係長：本年7月から通勤支援に係る企業等の実態調査を委託事業として実施してい

る。現時点では、町内 20 社に実態調査をした結果、多くの企業は、通勤手段がないため、(障がい者の) 採用を見合わせている実態があること、また、採用している際の(障がい者の通勤) 実態は保護者が送迎を担っていることを把握したところである。

- ・常通委員：ということは、今年度の取組みは新年度に向けた企業等への実態調査となるアプローチの段階で、実際にサポートを活用している事例はないということか？
- ・係長：お見込みのとおりで、今年度はスキームづくり。関係者との情報共有及び連携調整の位置付けである。
- ・委員長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：次に「3 今後の展望・方針」について意見・質疑はないか？
- ・常通委員：ゾーニングの各機能(「学び・療育」「相談」「交流」「就労・生活」)の要素は建物単位というイメージか？
- ・課長：8月に民間事業者1社から提案があったのは、一つの建物での複合機能である。
- ・正村委員：(令和元年の)財産取得時点の国とのやり取りにおける用途とのかい離はないか？
- ・課長：取得時の用途とかい離していないと町は捉えており、改めて、国との情報交換や調整はしていない。
- ・正村委員：近隣地域(住宅地)との関係をどのように考えてゾーニングしたのか？
- ・課長：今回示している資料に記載の(主に4項目の)障がい者福祉の諸課題解決には最適地と考えた。
- ・正村委員：大規模な用地を活用した事業であり、今後に向けて、地域住民等との意見交換や理解を求める考えはないか？
- ・課長：当然、地域住民及び関係者との協議は必須。町として、これまでも同じように対応してきた。
- ・正村委員：地域等との意見交換や協議は、今後の対応と理解した。土地利用が多岐(住居用途以外にも事業系を含む)にわたるため、都市計画(用途地域)への影響はどのように考えるのか？
- ・課長：都市計画法で言えば「第一種低層住居専用地域」という位置付けであり、今後明らかになる具体の事業構想(土地利用)を踏まえて、用途地域の変更となれば、市内調整は要すると考えている。
- ・正村委員：現に隣接地では宅地分譲をしている。当該関係者への情報提供は？
- ・課長：近隣住民には何らかの影響があり、丁寧な対応が必要と考える。
- ・常通委員：災害対応面で言えば、ハザードマップで「浸水想定区域」となっている。町は、この土地のエピソードも踏まえて「障がい者が活躍」するゾーンとする認識で良いか？
- ・課長：ハザードマップは、当該用地で事業を希望する業者に渡してあるので承知していると捉えている。浸水想定区域が抱える課題を解決し、障がい福祉計画の実現に向けて実施しようとするものである。

- ・正村委員：ここ5～6年の間の災害で、土地利用を見直した例もある。それを踏まえると、この土地で障がい福祉事業を新たに展開するには、不安材料は幾つかある。この課題（災害対応）について、（庁内）経営戦略会議で議論はなかったか？
- ・課長：9月3日の会議では、議論の遡上に上がっていない。ただ、ご指摘を踏まえて、この不安材料については、色んな手法で解決していく覚悟である。
- ・正村委員：拙速さが否めない。大規模な町の財産をゾーニングで用途を固定する重要な仕事である。慎重さも必要である。地域の理解も不可欠。当該地で事業を希望している予定者の今後のスケジュールは？
- ・課長：お尋ねの全般について、現時点で具体を正確に答えられる段階ではない。
- ・橋本委員：行政財産の使用又は貸付について検討中となっているが、当該地で民間事業者が事業を実施する上で、具体的に何を検討しているのか？
- ・課長：去る9月30日の総務経済委員会で説明した「町有財産利活用等基本方針」に基づき、現行「使用」に関する条例は存在するが、「貸付」に関する条例がないため、その制定を課題としている趣旨。
- ・橋本委員：それ（貸付条例）が制定されてはじめて、今回の事業の詳細が決まるということか？
- ・課長：ただいま申し上げたとおり、現行規程（使用に関する条例）は存在するものの、担当課では、新たな条例（貸付）を検討しているところであり、それが前提となる。
- ・堀切委員：（障がい者の）当事者やご家族の意見聴取の有無と今後の対応は？
- ・課長：（障がい者の親の会などと）定期的な会合や意見交換は図っている。今後は、事業の進捗に合わせて進めていきたい。
- ・黒田委員：「課題と解決策」を踏まえて将来展望に立ったとき、この土地を選択した優位性は？
- ・課長：1か所に複合機能を集約させるメリットとして、用地の規模及び位置共にここが最適と判断した。
- ・黒田委員：事業実施者の視点での優位性ではないのか？利用者にとっての優位性は反映されているのか？
- ・課長：事業展開地の選択手順としては、市街地か郊外かとしたときには、市街地。商業地、住宅地等の選定でいえば住宅地が適地と考えている。
- ・常通委員：数年後には、高台での公営住宅の解体などの計画の見通しもある。そういったことも踏まえて、今回の庁内決定なのか？将来的な視点や展望で判断した土地利用なのか？それとも、スピード感を優先してのことか？
- ・課長：ご指摘の件も含めて、複数個所を候補に選定した。他の候補地を排除したわけではなく、スピード感に配慮した取り組みとして理解いただきたい。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：次に「資料2-2」について、改めて意見・質疑はないか？
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）

- ・委員長：以上で調査事項「イ」を終了する。

ウ 放課後等ディサービス事業について 資料3

- ・委員長：担当課の説明を求める。
- ・子育て支援課長：資料を発達支援センター長から説明する旨告げる。
- ・有本センター長：資料説明＜9月22日の第12回厚生文教常任委員会における調査を踏まえて、課題となっていた事項（土地利用根拠、財産活用手法、地域協議、経費負担等）について整理後の状況を説明＞。
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・常通委員：経費負担について、前回の説明ではゼロとなっていたが、今回は「管理上必要な経費は町が負担」となっている。この変更理由は？
- ・センター長：財産の管理責任者として、ライフライン等の支障状況の際の修繕を想定したものである。
- ・正村委員：当該住宅はかなり古いものであり、使用後に不具合が発見される場合もある。その際は使用者負担か？
- ・課長：現時点では、不具合はないので事業者負担と考えているが、ケースによっては町が負担することもあると考える。
- ・正村委員：財産活用の点について伺う。「新しい方針（町有財産利活用等基本方針）」は当該事業に適用させる考えで良いか？
- ・課長：お見込みのとおりである。
- ・正村委員：使用期間は、令和5年3月31日を超える際には協議となっているが、具体的にはどんな協議か？
- ・センター長：当面は、試行としている。試行期間を超える際に、適地か否か等を見極めて次のステップを考えていきたい。
- ・正村委員：行政財産を普通財産に切り替えて売却することも視野に入れていくのか？
- ・健康福祉課長：2年前に国有財産を取得した際のこと踏まえると、処分（売却）の選択肢は考えていない。
- ・常通委員：公募型プロポーザル方式について伺う？公募期間は？
- ・センター長：プロポーザル方式は、実施要領に基づいて提案方式により選定。期間は当初通り2週間を想定。
- ・常通委員：2週間というのは通常のものか？若干短い気もするが、他の類似事例との整合性はいかがか？
- ・センター長：庁内の他課が実施するプロポーザルでは、概ねこの期間である。確たる根拠はない。前回も説明したとおり、事業スタート（令和4年4月）の目標から逆算して設定した。
- ・正村委員：ゾーン全体における当該事業（放課後等ディサービス。以下「放課後ディ」という。）の位置付けはいかがか？
- ・課長：ゾーン全体の事業と一体化で展開するものである。
- ・黒田委員：前回の課題として、町の事業支援（費用等）のあり方が提起されていたが、これについてはいかがか？

- ・センター長：当該地で、民間事業者が事業を実施するにあたり、町が直営で実施する発達支援事業のチームの一員として、民間事業者を位置付けている。事業者は町と別個の単独ではなく、連携して進めていくことを前提としている。
- ・橋本委員：仮に民間事業者の経営が不振になり事業撤退となった際の想定は？
- ・課長：公募時点では経営状況や事業実績も調査する。万が一、ご指摘のような状況になったときは、その時に検討していきたい。
- ・正村委員：先ほどの調査事項（資料2）での説明を聞くと、新たなゾーンで事業を希望する実施者は、これまでも障がい福祉事業にかかわってきたNPO法人と想定される。当該事業（放課後等デイ）も同じ建物で実施するものか？
- ・健康福祉課長：NPO法人である「プロジェクトめむろ」の構想は、先ほど説明したエリアでの事業。当該事業（放課後等デイ）は、別の株式会社が模索し、この会社の社長はNPO法人の副社長となっている。そのため、町との連携は密に図られるものと捉えている。
- ・正村委員：であるとしたら、公募ではなく随意契約を視野に入れているということか？
- ・課長：放課後等デイは、資料のとおり公募型プロポーザルを予定している。公平性を担保できる手法が前提である。
- ・常通委員：公募の範囲は？町内？道内？道外？
- ・課長：事業所所在地の条件設定はない。
- ・常通委員：ホームページ等で全国から応募できる手法と理解する。ホームページ掲載にあっては、トップページの時点で目に留まるような工夫にも配慮をいただきたい。
- ・課長：ご提言を踏まえて取り組む。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「ウ」を終了する。

エ 9月定例会議の振り返りについて 資料4

- ・委員長：資料説明。
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：議運に情報共有するがいかがか？
- ・正村委員：振り返りシートの取扱いの定義を確認したい。私は、シートの定義は継続調査等発展的内容を協議するものと捉えていた。特定議員の指摘は当該者に直接伝えるものであり、シート記載の考え方を委員間で共有したい。
- ・常通委員：全議員が認識すべき発展的事項として、捉えて提出したものである。
- ・委員長：他にないか？シート（振り返り事項）の項目に記載のとおり、「改善に向けて取り上げるべきもの等」の記載もあるが、他の委員から意見はないか？
- ・正村委員：御意見を踏まえ、趣旨は理解した。ただ、特定の議員への意見については、議長の議事整理権に触れることのないように共通認識を図りたい。
- ・委員長：意見はないか？

- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「エ」を終了する。

- ・委員長：自由討議を図る。「ア」はいかがか？
- ・常通委員：ワクチン接種については、引き続き調査を継続していくべき。
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：次に「イ」はいかがか？
- ・常通委員：ゾーニングの考え方について、本日の説明だけでは、明確に理解できず調査が不十分と考える。合同委員会で調査を深めてはいかがか？
- ・橋本委員：私も同感である。民間事業者への公有財産貸付の詳細が未確定なので、継続調査をする必要があると考える。
- ・黒田委員：そもそも、新たなゾーンを設定する必要性の是非から議論すべきと考える。
- ・正村委員：今回説明のゾーニングのみならず、2年前に取得した旧国有財産の用地全体（土地利用・都市計画・財産活用・地域協議・経費負担等）について調査すべきである。その一部を特定し、スピード感を優先した事業計画に疑問と不安を感じる。合同委員会で継続調査すべき。
- ・委員長：他にないか
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：次に「ウ」は？
- ・正村委員：この事業も「イ」と同様。旧国有財産全体について、他の事業との関係についても合同委員会で継続調査をすべき。
- ・委員長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副一任とする。

(2) その他

- ・委員長：8月22日開催の議員研修（オンライン）について、研修手法の振り返りをしたい。意見はあるか？
- ・黒田委員：初めての経験だったが、ひじょうに有効な手法と感じた。
- ・橋本委員：私も同感である。昨年から延期の連続だった研修であり、オンライン活用により遺漏なく実施できた。
- ・正村委員：私も同感である。町民の一般参加はできなかったが、テーマ・内容を踏まえると、町民対象にすることの適否もあり、今回は適切な研修手法だと捉える。この実績を今後につなげていければと思う。
- ・委員長：他に委員各位から「その他」の案件はないか？

・(議長・事務局なし)

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	1	合計	2
------	-----	----	-------	----	----	---	----	---

令和3年10月14日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎